

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」送付

年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税等の社会保険料控除として、その年の課税所得から控除できます。日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、申告書提出の際にこの証明書または領収書を必ず添付してください。

■控除対象
平成30年1月1日から12月31日までに支払った保険料（過去の年度の保険料含む）

※家族の国民年金保険料を支払った場合、その保険料も合わせて控除が受けられます

■証明書の送付時期
○平成30年1月1日から10月1日までの間に支払った人
↓11月上旬
○平成30年10月2日から12月31日までの間に今年はじめを支払った人
↓平成31年2月上旬

問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

税についてちょっと考えてみよう！

「税を考える週間」

11月11日～11月17日



国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。

税を考える週間 検索

www.nta.go.jp

国税庁

お知らせ

問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

平成31年度 保育所等の新入園児募集！

平成31年度の保育所と認定こども園（保育所部分）の新規入所申し込みと継続申し込みを11月から受け付けます。

※認定こども園（幼稚園部分）も、11月から入園を受け付けています

■対象年齢

0歳児（生後6週間経過後）から

■受付日程

○1次受付

11月1日（木）～12月28日（金）

○2次受付

平成31年1月4日（金）～随時

※入所申込書配布場所

新規：福祉課

継続：在園中の保育所・認定こども園

※子どもが3歳以上で、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を希望する場合は、入所させたい施設へ申し込んでください。

■入園の基準（左記のいずれかに該当する人）

1. 保護者が日中、自宅以外で仕事をしている
2. 保護者が日中、自宅内で子どもと離れて家事以外の仕事をしている
3. 母親が妊娠中か産後間がない（最大産前産後5か月）

4. 保護者が病気や怪我、または精神や身体に障害がある
5. 保護者が同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている
6. 災害復旧にあたっている
7. 保護者が求職活動をしている（最大90日間）
8. 保護者が職業訓練校等に通学をしている
9. 保護者が育児休業中で継続利用を希望している

■保育所等の施設を利用するためには利用のための支給認定を受ける必要があります。保護者の希望や保育の必要性に応じて、利用できる施設や時間（教育・保育時間）が異なります。

支給認定申請は、入所申し込みと同時にを行います。なお、すでに認定を受けている人は、現況確認を行います。

問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118